

〔別 紙〕
様式 1

事業報告書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 佐藤眼科医院

- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
 ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市本石灰町 5 番 11 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成元年 3 月 22 日

(4) 設立登記年月日 平成元年 4 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	佐藤 安雄	管理者
理 事	佐藤 優子	
同	佐藤 誠司	
監 事	村上 瞬	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 47 条第 1 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 49 条の 4 参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人社団 佐藤眼科医院	長崎県長崎市本石灰町5番11号	無し

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を〔 〕書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
		無し

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
		無し

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 5 月 27 日 令和 3 年度決算の決定

” 令和 4 年度役員年間報酬限度額の決定

令和 6 年 3 月 27 日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 3

法人名 医療法人社団 佐藤眼科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市本石灰町5番11号

貸 借 対 照 表
(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	51,134	I 流 動 負 債	842
II 固 定 資 産	21,396	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	2,173	負 債 合 計	842
2 無 形 固 定 資 産	120	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	19,103	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 積立金	
		(うち代替基金)	61,688
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	71,688
資 産 合 計	72,530	負債・純資産合計	72,530

様式4-2

法人名 医療法人社団 佐藤眼科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市本石灰町5番11号

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	31,644
2 事業費用	44,959
本来業務事業損失	13,315
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	13,315
II 事業外収益	649
III 事業外費用	1
経常損失	12,667
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	12,667
法人税等	73
当期純損失	12,740

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人社団 佐藤眼科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市本石灰町5番11号

財 産 目 録

(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	72,530 千円
2. 負 債 額	842 千円
3. 純 資 産 額	71,688 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	51,134
B 固 定 資 産	21,396
C 資 産 合 計 (A + B)	72,530
D 負 債 合 計	842
E 純 資 産 (C - D)	71,688

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 佐藤眼科医院
理事長 佐藤 安雄 殿

私は、医療法人社団 佐藤眼科医院の令和 5 会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 27 日

医療法人社団 佐藤眼科医院

監事 村上 瞬